

健生食輸発 0829 第 3 号
令和 7 年 8 月 29 日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

フランス産ナチュラルチーズの取扱いについて

標記については、フランスにおける自主回収情報に基づき、「フランス産ナチュラルチーズの取扱いについて」(令和 7 年 8 月 15 日付け健生食輸発 0815 第 1 号) に該当するナチュラルチーズについては、積み戻し等を指導しているところです。

今般、フランス大使館から当該施設において 2025 年 6 月 23 日以降に製造されたナチュラルチーズについては、改善措置が講じられているとの報告を受けたことから、下記の製品が輸入届出された場合には、貨物保留の上、輸入者に対し、リステリア・モノサイトゲネスに係る自主検査を実施するよう指導方お願いします。

記

1. 製造者名

S.E. Chavegrand Sas

2. 施設番号

FR 23.117.001 CE

3. 製造日

2025 年 6 月 23 日以降に製造されたナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードタイプのものに限る。)

4. 参考

<https://agriculture.gouv.fr/cas-de-listeriose-retrait-rappel-de-fromages-au-lait-pasteurise-en-raison-dune-possible>